

広報

2011年(平成23年)3月29日号

いずみざき

www.vill.izumizaki.fukushima.jp/



長野県下條村より災害物資及び義援金の贈呈

災害物資及び災害義援金を届けるため、平成23年3月18日(金)トラック一台、乗用車1台にて古田幸広さん(総務課企画財政係主事)及本村派遣職員 三村弘産業振興課主任主査が来村。避難生活を続ける避難所2箇所 保健福祉総合センター及び中央公民館に多くの支援物資が届けられた。

明日への希望!

~皆さんと共に力を合わせて~

三月十一日午後二時四十六分、誰もが経験したことがない突然の大きな揺れで、建物は壊れ、水は止まり、道路は陥没し、下水道のマンホールは隆起し、すべての人々が恐怖のどん底におとし入れられ、まったく見えたこともない周りの状況に震え上がるばかりでした。

村として緊急に災害対策本部を設置し、先ずは給水と道路の応急工事及び避難所の確保を実施しました。燃料不足で思うように進まない状況のなか村内の業者さん、消防団員の皆さんに不眠不休の協力をいただき応急的な復旧にこぎつけました。本当にありがとうございます。

また、当初避難されていた方々が九十名おりましたが、自宅や親せきの家等に移られ、現在は保健福祉センターに二十一名(村外からの避難者十二名)一歳未満の乳幼児から高齢者の方が避難しており、村の日赤奉仕団の方々のご協力をいただいております。

この災害に対しての支援物資が長野県下條村をはじめ群馬県明和町、村内企業や各関係機関から早々といただいておりますこと日本人としての心意気を改めて深く感じました。

今は、災害復旧に全力を尽くしておりますが、原発事故の放射性物質が飲料水や露地野菜から検出され大変心配な状況であります。現段階では村に対して国や県からの指示はありませんが報道を見守って行動していただきたいと思っております。

これからは泉崎村復興のため最善を尽くしてまいりますので、村民の皆様の相互の協力とご理解ご協力をおねがい申し上げます。

泉崎村災害対策本部長(泉崎村長)

久保木 正大

張り紙はなあに？

①被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度調査とは…

震災後、罹災のありました建築物を応急危険度判定士（県知事認定建築技術者）において診断を実施しました。診断に応じまして『危険』・『要注意』・『調査済』の三種類の張り紙で、建物の出入口等に張ってあります。また、建物基礎に被害があるのに診断未実施の場合はご連絡ください。

◆お問い合わせ先 泉崎村役場税務課 ☎53-2113



応急危険度判定士とは… 応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、胸章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。

調査結果の表示は… 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

地震被災後の建築物の判定

どうすればいいの？



地震被災後の建築物の判定には **3種類**あります。

- ①被災建築物応急危険度判定（地震直後できるだけ早急に実施）
- ②被災度区分判定（地震後、建築物の復旧対策検討のために実施）
- ③り災証明（地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ごみ

災害におけるゴミはどうしたらいいの？ 地震で割れた瓦や壁及び多くの荒ゴミ等【災害ごみの受入れのお知らせ】

受入れ施設	西郷埋立処分場	西白河地方クリーンセンター・西白河地方リサイクルプラザ
災害ごみの種類	廃材（木製家具等を含み）、襖、壁、畳、瓦、トタン、サッシ、ガラス、基礎コンクリート、塀、倒木など ※倒木の受入規格（長さ・太さ）は定めません。	布団、衣類、スチール机、流し台、家電製品（リサイクル料がかからないもの）などの家財道具 テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンなど リサイクル料金がかかるものは従来どおり支払いをし搬入する。
分別方法	燃えるごみと燃えないごみの2分別	燃えるごみと燃えないごみの2分別
受入れ時間	午前：9時～12時 午後：1時～4時	午前：9時～12時 午後：1時～4時
受入れ車両	4 t車以下	4 t車以下

災害ごみの搬入には、住民生活課で減免申請手続きが必要となります。 ※各家庭で棚などから落下し不要となったものは、従来どおり有料扱いとなりますので、定期収集日にごみ袋で排出し処理してください。なお、災害ゴミの受け入れがいつまで可能か確定していない状態となっておりますので、災害ゴミ搬出の際は念のため役場住民生活課へご連絡ください。

◆問い合わせ先 泉崎村役場 住民生活課 ☎53-2112 / 西白河地方衛生処理組合 ☎28-3558

水道

1日も早い復旧に向けて…

村内の地下に埋設された水道管を合わせると約58.4Kmになりますが、今回の地震において数百カ所の漏水が発見されております。村内の水道事業者の迅速な対応によりおおむね9割の管路が復旧しておりますが、一部地域におきましては未だ復旧しておりません。漏水は、地域ごとに試験的に水を流し、水圧の変化などをチェックしたり、直接通水し水の音を聞いたりして発見し、修理を進めております。 また、現在、水が出ている地域でも、復旧工事のため再び断水することがあります。一日でも早い復旧に全力を傾けておりますので、住民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ先 建設水道課 ☎53-2114



余震

余震の備えを万全に！

※今後も余震がおこることが考えられます。次のことに注意して、身の安全を確保してください。

家具類の転倒や落下の防止

棚など高い所に危険な物を置かない（特に寝床やベビーベッド周り）/家具や転倒防止器具などで壁に固定/本棚や茶ダンスには、重い物を下の方に収納し、重心を低くしておく/食器棚のガラス製品などの滑り出し防止枠を設置/割れそうなガラスにはテープや飛散防止フィルムをはる/開き戸式のものには止めがねを/車輪付きのものには滑り止めを/電灯は金具や鎖で天井に固定/植木鉢などを高い所に置かない/ブロック塀などを補強/木造住宅の柱などを補強

余震が発生したときは…

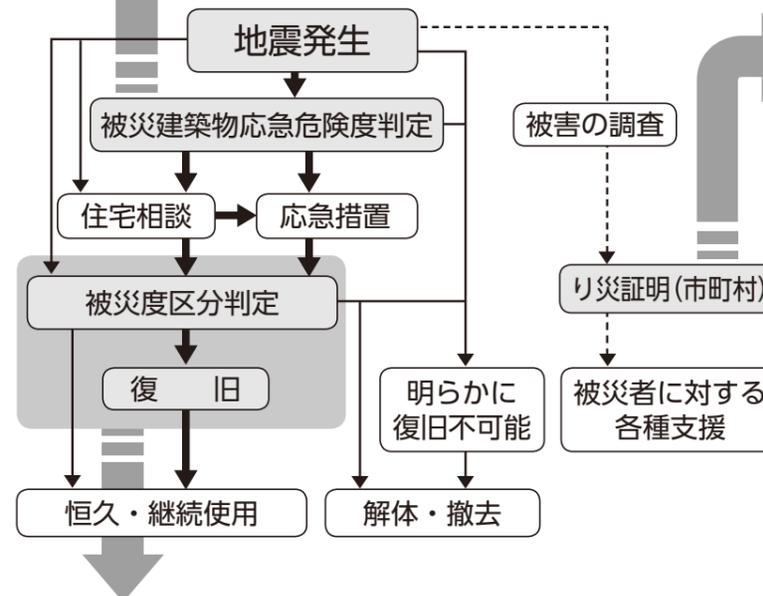
- ・グラツキたら火の始末
- ・テーブルなどの下に身をふせる
- ・戸を開けて、出口を確保
- ・あわてて外に飛び出さない
- ・隣近所に声をかける
- ・火がでたらすばやく消火
- ・門や塀には近づかない
- ・室内のガラスの破片に注意する
- ・協力して応援救護
- ・ラジオなどで正しい情報を収集
- ・避難は徒歩で
- ・車は使わない
- ※野焼き、焼却などは厳禁

非常具の再点検

※リュックや袋にひとまとめにしてご準備。 水：1人1日3リットルの飲料水の確保/食料：家族の数に合わせて2～3日分。カンパン、缶詰、ドライフーズなど保存性の高いもの/貴重品：印鑑、現金、健康保険証、預金通帳、権利書、身分証明書/衣類：下着、靴下、雨具（防寒）、毛布（寝袋）、ヘルメット、タオル/医療品：軟膏、消毒薬、脱脂綿、包帯、ガーゼ、胃腸薬、整腸剤/ラジオ予備の電池用意/その他：懐中電灯、非常用燃料、マッチやライター、新聞紙、ナイフ、ひも、缶切り、ティッシュ、軍手、スリッパ、ポリ袋、防水シート、石けん等

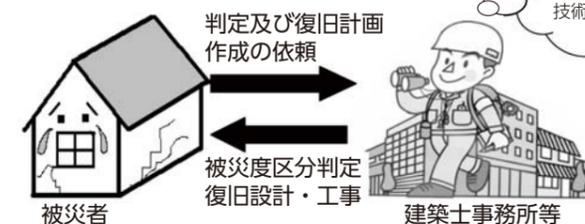
①被災建築物応急危険度判定（地震直後に二次災害防止のため）

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。 ※詳しくは、左ページ（3ページ）を参照してください。



②被災度区分判定と復旧（応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため）

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。 ※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。 (社)福島県建築士事務所協会 ☎024-521-4033



③り災証明

（家屋の財産的被害程度の認定のため） り災証明は、被災者が申請することによって役場担当者及び建築士が家屋の被災状況を確認し、被害程度を証明するもので、主に地震保険の申請の際に必要となります。また、地震保険とは別に被害の程度によっては、村の固定資産税の減免対象となりうる場合がありますので忘れずに申請してください。 り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするものです。

※り災証明の受付は、4月11日(月)より資料館（泉崎駅前）にて行います。

<時間> 平日：8時30分～18時00分 ※土日は役場（同時間）になります。

- <必要書類>
- ・罹災証明書願（資料館にあります。）
 - ・印鑑・写真（全体・破損箇所等）
 - ・身分証明（運転免許証）※法人の場合は社員証等

※なお、来年度の確定申告をする際に、今回の地震災害で被害を受けた建物修復等（生活に通常必要な資産）の費用が雑損控除として認められる場合がありますので、領収書等は大切に保管しておいて下さい。

◆お問い合わせ先 泉崎資料館 ☎54-1533

後期高齢者医療制度のお知らせ

●「後期高齢者健康診査」を受けていますか？

健康診査は、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としています。ご自分の健康状態を確認し、元気で長生きするためにも、健康診査を受診しましょう。広域連合では、各市町村に委託して健康診査事業を実施しています。

健康診査では、次の事項について検査します。

項目	内容
問診	服薬、喫煙歴等のほか自覚症状など
身体測定	身長、体重を測定
血圧	血圧を測定
脂質	血中の脂質やコレステロールを測定
肝機能	血液検査により肝臓の機能を測定
糖代謝	血糖値、尿糖を測定
腎機能	尿中のたんぱく質を測定

年に一度の健診で健康チェックを!



●健康診査の実施方法・会場・日程など詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

●保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め方は、年金からの差引による場合と、市町村から送付する納付書や口座振替による場合があります。納付書で納付される方は、納め忘れのないようお願いいたします。なお、口座振替をご利用いただければ納め忘れも少なく安心です。

●振り込み詐欺・不審な電話にご注意下さい!!

本県をはじめ全国で、官公庁職員等を装い、ATMを操作させ現金を振り込ませようとする振り込み詐欺や、キャッシュカードをだまし取ったり、通帳の残高・口座番号を聞き出そうとする不審電話が発生しています。「カードを預かります」や「言うとおりにATMを操作して」等という電話がかかってきた場合は、絶対に相手にしないでください。このような電話を受けたときは、お住まいの市町村や福島県後期高齢者医療広域連合、最寄りの警察署にご連絡ください。



福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町5-2 福島県庁会館2階 TEL024-526-9025 (代表)

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

こども医療費助成制度

こども医療受給資格登録申請書を役場に提出してもらう方は社会保険加入の方です。国民健康保険証の方は保険証に15歳まで0割と記載されておりますので申請の必要はありません。現在、乳幼児医療費受給資格証を持っている方は有効期間まで使用できますが、有効期間が6歳までとなっておりますのでお早めに更新申請してください。更新申請しますと15歳まで有効期間の受給資格証を交付いたします。

こども医療費助成制度とは

国民健康保険の方は今年4月より小学校修了前0割から満15歳到達最初の3月末まで(中学校3年生)0割に年齢が拡大し、保険証を医療機関に提示すれば保険適用分につきましては、窓口負担がありません。しかし、社会保険の方の場合になりますと健康保険証とこども医療費受給者証を一緒に提示する必要があります。昨年4月より従来までは小学校終了前(12歳になる年度末)まで助成を行っていますが、助成対象を中学校修了(15歳になる年度末)まで拡大しました。

◆白河市、西白河郡内の医療機関で受診するとき

医療機関の窓口へ、健康保険証と「こども医療費受給資格証」を提示してください。

※一部負担金が21,000円以上の場合には、従来どおり償還払いとなりますので、泉崎村こども医療費助成申請書(医療機関で証明済みのもの)を住民生活課窓口へ申請してください。

◆白河市、西白河郡外の医療機関で受診するとき

一旦医療機関で自己負担額をお支払いいただき、後日、住民生活課窓口で払い戻しの手続きをしてください。払い戻し手続きの際には、以下のものをお持ちください。

泉崎村こども医療費助成申請書(医療機関で証明済みのもの)

※高額療養費、附加給付金の支給がある場合は、助成から除外します。

申請方法

医療費助成のためには、資格登録が必要です。該当者(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の保護者)は申請書に記入のうえ住民生活課窓口にご提出ください。

※申請用紙は住民生活課窓口にて用意してあります。

提出に必要なもの

- ・泉崎村こども医療受給資格登録申請書(附加給付に関する証明をした事業所印を押印したもの)
- ・こどもの保険証コピー(国民健康保険以外の方)今回から加入保険の保険者名及び記号番号が記載されます。
- ・通帳のコピー受給者(保護者)(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人が確認できる面をコピーしてください。)

●お問い合わせ先 住民生活課 ☎53-2112

環境放射能が人体に及ぼす影響等について

福島県災害対策本部より
http://www.pref.fukushima.jp/j/Q&A.pdf

このQ & Aは、平成23年3月19日付けで福島県放射線健康リスク管理アドバイザーに就任された長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科長(医学博士)山下俊一氏の記者会見時における内容をとりまとめたものです。(福島市20マイクロシーベルト 泉崎村1.4マイクロシーベルト) ※平常値0.04-0.05単位: $\mu\text{Gy/h} \doteq \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 \doteq マイクロシーベルト/時間)

Q 福島市で環境放射能の測定値が1時間当たり20マイクロシーベルト(泉崎村1.4マイクロシーベルト)と高くなっているが、安定ヨウ素剤の配布は必要ないのか。

1時間当たり20マイクロシーベルトの放射線が降り注いだとして、人体に取り込まれる量は約1/10の少ないと考えられます。世界中には、1年間に10ミリシーベルトや50ミリシーベルトの被ばくを自然界から受ける放射線の高い地域があり、その環境下に住んでいる方々でも、将来ガンになるリスクは、他の地域の方々と全く変わりません。安定ヨウ素剤の配布は、その場に24時間滞在すると50ミリシーベルトを超えると予測される場合になされます。現在の1時間当たり20マイクロシーベルト(泉崎村1.4マイクロシーベルト)は極めて少ない線量で、1ヶ月続いた場合でも、人体に取り込まれる量は約1/10のため、健康への影響はなく、この数値で安定ヨウ素剤を今すぐ服用する必要はありません。※1ミリシーベルト=1,000マイクロシーベルト

Q 飲用水(水道水)から放射性ヨウ素が検出されているが、本当に安全なのか。

今回の事故で、環境中に放射能が放出されているのは事実です。(泉崎村:飲料水からの検出なし)

しかし、3月19日23時現在における数字は24ベクレル/kgであり、飲料水の基準値である300ベクレル/kgを大きく下回っております。また、放射性ヨウ素の半減期は8日と短く、短期間で希釈されますので、甲状腺に影響を受けるといったことは全くありません。また現状のレベルでは全く心配ありません。

Q 緊急モニタリング調査において、川俣町で採取した牛乳から基準値を超えるヨウ素131が検出されたが、どのように受け止めたらよいか。

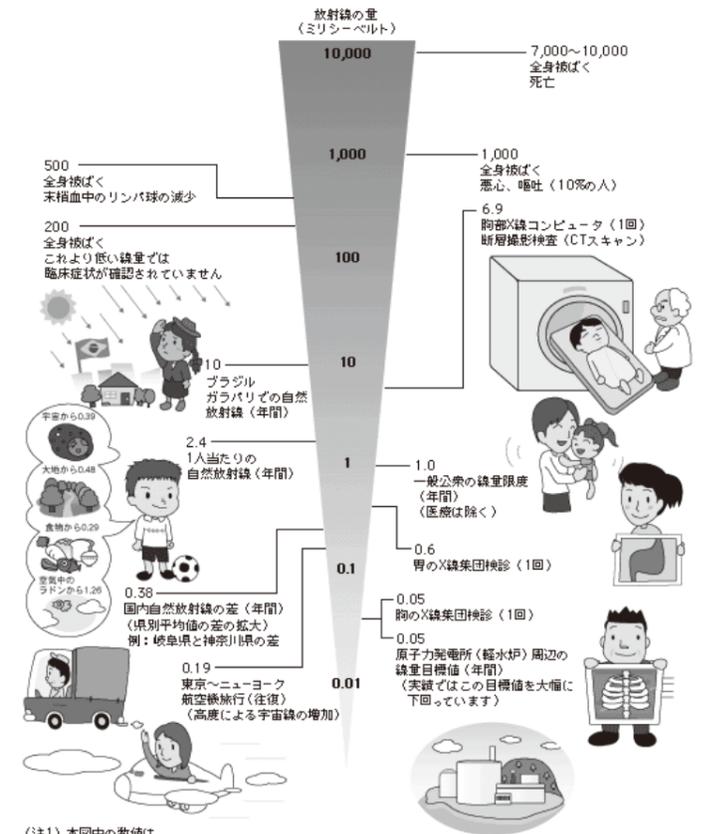
基準値を超えたものは、当然流通させることはできません。今後は、国や県を中心に食品の安全管理のため、各地域で定期的な検査が実施され、安全の確保が考えられますので、そのデータを慎重に注視していく必要があります。

Q 妊娠している方や乳幼児が牛乳を飲んでも大丈夫なのか。

原乳は出荷されていないことから、牛乳としては流通しておりませんが、汚染されたものは飲まないことが原則です。今後、国や県が出すモニタリング調査の結果を注視していく必要があります。

放射線に関する問い合わせ

- ☎ 024-521-8127 (24時間受付) 県庁
- ◆健康相談ホットライン(放射線に関する健康相談)(日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター等)
- ☎ 0120-755-199 (受付時間:午前10時から午後9時まで)
- ◆被ばく医療健康相談ホットライン(具体的な除染方法などの相談)(放射線医学総合研究所)
- ☎ (受付時間:午前10時から午後9時まで) 090-5582-3521
- ◆原子力災害全般に関する問い合わせ窓口(経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課) ☎ 03-3501-1505



(注1) 本図中の数値は (i) 実効線量または実効線量で記載されている。 (ii) 2000年版の国連放射線影響科学委員会報告に準拠している。 (注2) 自然放射線の量については、呼吸によるラドン効果を含めた場合の値。(放射線医学総合研究所調べによる)

※広報いずみざき4月号のマンズリートピックス/みんなの広場/パインクラブ/健康一番/料理コンクール/みんなの声は5月号合併号となります。

4/1 (金)	燃えるごみの日・燃えないごみの日	14 (木)	㊦6・7ヶ月児健康相談	28 (木)	
2 (土)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	15 (金)	㊦食生活改善推進委員会総会 泉寿会 燃えるごみの日・燃えないごみの日	29 (金)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
3 (日)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	16 (土)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	30 (土)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
4 (月)	㊦保育所入所式	17 (日)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	5/1 (日)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
5 (火)	㊦3・4ヶ月児/9・10ヶ月児健診 燃えるごみの日	18 (月)	出前元気はつらつ教室(愛宕山)	2 (月)	
6 (水)	資源ごみの日・粗大ごみの戸別収集日 ㊦中学校入学式 第1第2小学校入学式 児童館入館式 出前元気はつらつ教室(宿館)	19 (火)	燃えるごみの日	3 (火)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
7 (木)	出前元気はつらつ教室(高根)	20 (水)	出前元気はつらつ教室(踏瀬) ㊦定例農業委員会 資源ごみの日	4 (水)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
8 (金)	出前元気はつらつ教室(瀬知房) 燃えるごみの日	21 (木)	出前元気はつらつ教室(関和久)	5 (木)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
9 (土)	㊦心配ごと相談所開設 横穴一般公開 ㊧休日戸籍税務窓口開庁日	22 (金)	㊦定例教育委員会 ㊦成人学級開講式 燃えるごみの日	6 (金)	燃えるごみの日
10 (日)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	23 (土)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	7 (土)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
11 (月)	出前元気はつらつ教室(新田) ㊦り災証明発行受付(東北地方太平洋沖地震)	24 (日)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日	8 (日)	㊧休日戸籍税務窓口開庁日
12 (火)	第18回村長杯グランドゴルフ大会 ㊦幼稚園入所式 燃えるごみの日	25 (月)	㊦定例民生委員協議会	9 (月)	
13 (水)	出前元気はつらつ教室(太田川) 出前元気はつらつ教室(八雲) 資源ごみの日	26 (火)	燃えるごみの日	10 (火)	燃えるごみの日

農: 農村環境改善センター 保: 保健福祉総合センター 資: 資料館 育: 保育所 幼: 幼稚園 児: 児童館 公: 中央公民館 さ: さつき公園
一: 第一小学校 二: 第二小学校 中: 中学校 ト: トレーニングセンター 診: 泉崎南東北診療所 弓: 弓道場 ソ: ソフト球場

人口	人口	合計	世帯数
(2月1日現在) 男 3,210人	女 3,427人	6,637人	1,995戸
(3月1日現在) 男 3,208人	女 3,427人	6,635人	1,996戸

広報
いずみざき

6

いずみざき
広報

発行・編集 泉崎村総務課
〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字新宿2

TEL 0248-53-2111 FAX 0248-53-2958
ホームページアドレス http://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/

平成23年3月29日発行(毎月1日発行)